



CHECK

設例

Aさんの二人の子供は小さい頃から仲が良く、相続で揉めることはないと思っている



CHECK

相談内容・問題点

相続人が複数人いる場合は、遺言書の作成を提案する



CHECK

質問の想定

- 3種類ある遺言書の特徴
- 遺言書を作成する場合の注意点
- 自筆証書遺言保管制度
- 法定相続情報証明性度



CHECK

遺言書の種類

- 公正証書遺言
- 自筆証書遺言
- 秘密証書遺言



CHECK

遺言書作成の注意点

- 遺留分に考慮して作成する
- 作成日付や氏名を自書、押印する
- 訂正や追加は、訂正又は追加した旨を付記して署名し、訂正又は追加した箇所に押印する。

自筆証書遺言保管制度

自筆証書遺言を法務局に保管できる制度

家庭裁判所の検認が不要

相続人等の一人でも、遺言書情報証明書の交付や、

遺言書の閲覧をした場合は

その他の相続人等に対して通知が届く



自筆証書遺言保管制度

自筆証書遺言の内容の有効性が争われる場合がある
代理人では申請はできない

